

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当

## 現況届・所得状況届の提出をお忘れなく！！

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。対象者には、7月下旬に「現況届」もしくは「所得状況届」を送付しますので、期限までに提出願います。提出がない場合は、以後の手当が受給できなくなります。

### 児童扶養手当

- ▶提出期限 8月1日(火)から8月31日(木)まで
- ▶対象者 次のいずれかに該当する18歳までの子(心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)
  1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない子
  2. 父または母が死亡した子
  3. 父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)がある子
  4. 父または母の生死が明らかでない子
  5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている子
  6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子
  7. 未婚の母の子
  8. その他、生まれたときの事情が不明である子



### 特別児童扶養手当

- ▶提出期限 8月10日(木)から9月11日(月)まで
- ▶対象者 次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)
  1. おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
  2. 療育手帳(A)、A、おおむねB-1に該当する子
  3. 日常生活が極めて困難な精神障害のある子※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。
  - ・障害を支給事由とする年金を受けているとき
  - ・児童福祉施設に入所しているとき
  - ・日本国内に住所がないとき

▶問合せ及び提出先 保健福祉課(神崎ふれあいプラザ保健福祉館) ☎⑦1603